

理事会推薦理事候補者及び学識経験者理事候補者選考規程

制定 2016年 5月25日

改定 2018年 5月23日

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県スキー連盟（以下 SAK という）の理事会推薦理事及び学識経験者理事は定款24条に基づき選任されるが、その手順を定めるため本規程を制定する。

（理事候補者の資格）

第2条 役員選任規程第2条を満たしている者であること。

（学識経験者理事候補の資格）

第3条 本連盟の目的・使命を理解し、その達成に向け尽力する十分な見識と能力を満たしている者であること、且つ役員選任規程第2条の（3）（4）を満たしている者。

- （1）本連盟加盟団体以外のスポーツ団体役員及び関係者。
- （2）本連盟加盟団体長経験者。
- （3）その他本連盟の事業遂行のため特に必要と認める者。

（推薦委員会）

第4条 理事会推薦理事候補者、学識経験者理事候補者を選考するために推薦委員会を設置する。

- 2 委員は理事5名以内をもって構成する。
- 3 会長は、委員会に出席して意見を述べることができるものとする。
- 4 委員の互選で委員長1名を置く。

（推薦数）

第5条 役員選任規程第3条に記載されている推薦数とする。

（理事会への推薦）

第6条 推薦委員会の合意を得た推薦候補者を理事会へ推薦する。

（留意事項）

第7条 本連盟の定款及び諸規定を順守する。

- 2 本連盟の組織運営を円滑に運ぶことを考慮する。
- 3 本連盟と候補者の利益相反を考慮し、慎重を期する。
- 4 各界から幅広く人材を集める。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は理事会の決議による。